

添付法令資料 3 :

金融サービスセクター裁判外紛争解決機関に関する 2020 年 12 月 14 日付  
インドネシア共和国金融サービス庁規則 No.61/POJK.07/2020 (目次)

同月 16 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 機能、職務及び権限 (第 3 条及び第 4 条)
- 第 3 章 金融サービスセクターLAPS (裁判外紛争解決機関) の組織及び管理
  - 第 1 節 要件
    - 第 1 款 法人の形態 (第 5 条)
    - 第 2 款 承認申請手続 (第 6 条ないし第 8 条)
  - 第 2 節 定款 (第 9 条)
  - 第 3 節 規程 (第 10 条)
  - 第 4 節 メンバーシップ (第 11 条)
  - 第 5 節 メンバー総会 (第 12 条ないし第 15 条)
  - 第 6 節 運営者 (第 16 条及び第 17 条)
  - 第 7 節 監督者 (第 18 条及び第 19 条)
  - 第 8 節 年次業務計画及び予算 (第 20 条ないし第 25 条)
  - 第 9 節 年次報告 (第 26 条)
  - 第 10 節 調停人及び仲裁人 (第 27 条)
- 第 4 章 金融サービスセクターLAPS 原則
  - 第 1 節 利便性原則 (第 28 条)
  - 第 2 節 独立性原則 (第 29 条)
  - 第 3 節 公正性原則 (第 30 条)
  - 第 4 節 効率性及び効果性原則 (第 31 条)
- 第 5 章 金融サービスセクターLAPS による紛争解決 (第 32 条及び第 33 条)
- 第 6 章 情報及び文書のセキュリティ及び提供 (第 34 条及び第 35 条)
- 第 7 章 金融サービスセクターLAPS の報告 (第 36 条ないし第 38 条)
- 第 8 章 行政制裁 (第 39 条ないし第 44 条)
- 第 9 章 雑則 (第 45 条及び第 46 条)
- 第 10 章 経過規定 (第 47 条及び第 48 条)
- 第 11 章 終則 (第 49 条ないし第 51 条)